

令和元年第6回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 元年 9月26日(木)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 元年 9月26日(木) 午前10時00分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
	閉 会	令和 元年 9月26日(木) 午前10時30分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 8名 欠席 3名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		○
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		●
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		●
	9	高 橋 一 博		●
	10	安 川 和 範		○
	11	穴 戸 栄 一		○
議事録署名委員		議席番号	3番 臺 川 幸 弘 4番 満 保 豊	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	鎌 田 剛	
		事務局次長・総務係長	加 藤 智 子	
		総務係主査	藤 原 諒	

令和元年度第6回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は8名であります。

定数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、3番 臺川幸弘君、4番 満保豊君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、3ページ、4ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

貸主は 氏、 氏、借主については、 となっております。土地については、 番 外 筆となっております、転用面積は、 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は土採取で、工期は令和元年11月1日より令和4年10月31日となっております。一時転用であり採後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力につきましては、残高証明書の添付があるため問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、所有者及び利用者の同意書があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

9ページから37ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

谷村委員

奥の隣接している草地、写真でいくと、 番地 などと段差、高低差がつくのではないかと。

安川委員

隣がいいと言えればいい。

谷村委員

隣の人も続けて同じその目的があるとすればいいのかな。

谷村委員 その手前の さんの山林の土を採った後、段差がついたから。山林だから問題はないのかな。

事務局長 議案15ページに写真があります。小高くなっています。1mから2mくらい。  
佐藤委員 表土をきちんとめくって復元しないと。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可することといたします。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」  
ご説明申し上げます。

本件につきましては、天塩町長より、農業振興地域整備計画の変更について、意見の聴取があったところです。

農業委員会では、農業振興地域の除外及び、1ha以上の用途変更について、総会で意見を決定し町長に報告を行っているところです。

詳細につきましては、藤原主査より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

事務局 40ページをご覧下さい。計画地として、 番地の 、 、 番地の 、 番地の 、 番地の 、 番地の で、 から鉄塔の建て替え工事のための除外の申請がありました。既存の施設の老朽化と更新時期と農耕の支障の改善を目的として、鉄柱の建て替え工事を実施するため、除外をしたいという申請が来ています。面積は、全部合わせて  $m^2$ でございます。場所は、41ページから43ページをご覧下さい。

続きまして、45ページをご覧下さい。 から の 番地の ということで電子通信法の関係で除外の申請が来ております。面積としては  $m^2$ 。電波塔の申請でございます。鉄塔の場所、詳細については46ページから48ページをご覧下さい。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま事務局より説明のありました、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」の質疑応答を行ないます。

安川委員 さん1本、 さん2本、 さん3本、 1本。今は10本位ある。  
谷村委員 それを建て替える。  
事務局 本数が減ることによって、農耕の作業の効率化が図れると。

佐藤委員  
谷村委員

これやらなかったら電気が使えなくなる。  
ちょっと横にずれる。いらぬ分は撤去すると。

議 長  
全 員  
議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。  
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。  
以上をもちまして令和元年度第6回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 元年 9月26日

署名委員

( 3番) 臺川 幸弘 (印)

( 4番) 満保 豊 (印)